

## 令和4年度第1回島根県男女共同参画審議会

日 時 令和4年10月6日(木) 10:00～12:00  
場 所 ホテル白鳥 鳳凰の間  
出席者 委員13名 会場現地 飯塚順子委員、川光栄子委員、來間利江委員、  
河野美江委員、渋川あゆみ委員、瀧加奈恵委員、  
津森美紀委員、水谷厚志委員、森田晶士委員、  
森脇建二委員、山添正広委員  
オンライン 宇野慎一委員、岡崎真由子委員  
(欠席：浅野博雄委員、鳥居清枝委員)  
事務局 松本女性活躍推進統括監、村松女性活躍推進課長 ほか

### ○女性活躍推進課

ただいまから令和4年度島根県男女共同参画審議会を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます女性活躍推進課の太田です。どうぞよろしくお願いたします。

開会に当たりまして、松本女性活躍推進統括監が御挨拶申し上げます。

### ○松本女性活躍推進統括監

おはようございます。

この4月から女性活躍推進統括監になりました松本と申します。どうぞよろしくお願いたします。

先ほどちょっと音声等トラブルで遅くなりまして申し訳ございません。

今年も審議会を開催しましたところ、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。皆様には、日頃から島根県の男女共同参画行政につきまして御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。また、このたびは島根県男女共同参画審議会委員への就任につきまして、御快諾をいただきましてありがとうございます。

この審議会では、県が実施する男女共同参画の推進につきまして、皆様から御意見をいただきまして、県の施策の参考にさせていただきたいと考えているところです。皆様の任期は2年となっております。このメンバーで2年間御審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いたします。

さて、今年の6月に国のほうで男女共同参画白書が出されましたが、その中の文言で、「もはや昭和ではない」という言葉がありました。昭和の中で育ってきた人間としてその言葉はちょっと衝撃的でもありまして、これは家庭の在り方について述べたものではありましたが、女性を取り巻く社会の状況がとても大きく変わったのだなというように感じたところです。

島根県におきましては、御承知のとおり、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根の実現」に向けて島根創生計画を策定し、今ちょうど中頃にきているところです。その計画の中では、女性活躍の推進につきまして、非常に重要な施策と位置づけまして取り組んでいるところです。

また、今年3月には、審議会の皆様をはじめ、県民の皆様、市町村、それから各団体の御意見をいただきまして、しっかり御審議いただきながら、第4次島根県男女共同参画計画を策定したところです。性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消に努め、仕事や家庭、社会活動、政治参加など、自らが望む分野で活躍できる環境をつくり、男女ともにいずれもが個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会を目指し、取組を進めてまいります。

本日は、前の計画となります第3次計画の最終年度の実績と今年度の事業を委員の皆様方に御説明させていただきます。委員の皆様方には御忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○女性活躍推進課

では、最初に本日の資料について確認をさせていただきます。事前にお配りさせていただいております資料ですが、次第、配席図、委員名簿、そして資料については資料番号のインデックスと、それを1枚めくっていただいた資料の右肩にあります実際の資料番号とが合っているか御確認ください。資料1-1から資料1-4、資料2-1から資料2-3、資料3-1から資料3-3、そして資料4となっております。過不足がありましたらお知らせいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、資料の修正をお願いします。修正箇所を申し上げます。

まず、資料2-1についてです。6ページの下段を御覧ください。そちらに再掲としてP2参照となっている箇所がございますが、そのページ数が2ページずれておりました。そのため、P2参照と記載しておりますのは、正しくはP4参照となります。同じように、再掲のページが2ページずつずれている箇所をお伝えさせていただきます。7ページ下段の再掲とあるところ、1か所。下から2番目になります。8ページ下段のイクメン・イクボスのところに2か所、次が11ページ中段のところに再掲というのが3か所出てまいります。また、14ページの中段、下から3つ目の黒丸もところにも1か所ございます。それから、18ページの中段のところ、ひとり親家庭のところにも3か所ございます。そして、19ページも中段の若年層のところにも2か所出てまいります。そして、21ページ、上から3つ目の黒丸のところにも1か所ございます。こちらをすみませんが2ページずつ数字を足していただければと思います。

続きまして、資料2-3についてです。18ページの18を御覧ください。左側の説明の欄ですけれども、括弧書きにて、「(ただし、浜田市と川本町は6月1日、美郷町は5月25日現在)」と記載しております。正しくは、「(ただし、浜田市は6月1日、吉賀町は6月29日現在)」となりますので、修正をお願いいたします。

次に進めてまいります。

本日の出席者につきましては、名簿に記載したとおりでございます。会場にて11名、オンラインにて2名の御出席をいただいております。

本日の審議会は、今年6月から新たに審議会の委員に御就任いただいた皆様の初の顔合わせとなりますので、議事に入る前に一言自己紹介をお願いしたいと思います。時間の関係もございますので、名簿順に簡単に自己紹介をお願いいたします。本日、浅野委員が御欠席ですので、飯塚様から順にお願いいたします。

#### ○飯塚委員

おはようございます。JAしまね女性部副部長の飯塚といいます。斐川町から参りました。私、実はこの会は2回目です。去年の年末、12月の末にあった会に出かけましたけど、そのときは代理で出かけました。今年初めて正式に委員としてなつたわけです。まだ何も本当分らない状態ですので、よろしくお願ひいたします。

#### ○宇野委員

隠岐の島町地域振興課の宇野でございます。いつもお世話になっております。初めての会議でございますので、本来でありますと、そちらの松江の会場に出かけて会議のほうに参加したかったところですが、本日オンラインという形で参加をさせていた

できます。私も初めての会でございますので、至らぬ点もございますが、よろしくお願いいたします。

○岡崎委員

岡崎真由子です。島根県弁護士会のほうに所属しております。男女共同参画の問題は割と関心を持って普段仕事でもやっている関係上、いつも大変勉強させていただいております。どうぞ今年度もよろしくお願い致します。

○川光委員

大社町の川光荣子と申します。男女共同参画につきましては、男女共同参画アクティブサポーターと、出雲市では男女共同参画ネットワーク会議に所属しております。仕事はケアマネジャーをしております。どうぞよろしくお願い致します。

○來間委員

失礼いたします。連合島根の女性委員会で委員長をしております來間と申します。このような会議に参加するのは2回目にして、まだまだ至らない点も多いと思いますが、いろいろ吸収できるように頑張っていこうと思っておりますので、引き続きよろしくお願い致します。

○河野委員

島根大学の河野と申します。私はダイバーシティ推進担当学長特別補佐として、女子学生の理系進学や教職員が学びやすいキャンパスづくりなどに関わっております。どうぞよろしくお願い致します。

○渋川委員

渋川といいます。こちらの資料にはいっしょに子育て研究所相談役と書いてありますが、日頃はマザリー産科婦人科医院の助産師で、副院長をしています。母子と子育て中のお母さんにはよく関わっていますので、こちらに参加させてもらいながら勉強しています。よろしくお願い致します。

○瀧委員

山陰中央新報の瀧と申します。職場が整理部というところで、主に記事の見出しをつけたり、レイアウトをしたりといったような仕事内容になります。内勤で、こういった場は不慣れですので失礼もあるかと思いますが、勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

○津森委員

島根労働局雇用環境・均等室長の津森と申します。2年目になりますけれども、今年も引き続きよろしくお願い致します。

○水谷委員

失礼いたします。出雲北陵中学高等学校の水谷と申します。引き続き委員を引き受けさせていただくことになりました。出席者名簿には中高連の会長と書いてありますが、この3月までは副会長、この4月から会長職も引き受けることになりましたので、どうぞよろしくお願い致します。

○森田委員

失礼いたします。一般社団法人江津青年会議所から参りました、本年度理事長の職をお預かりさせていただいております森田と申します。青年会議所活動も、女性の会員を増やすとか女性の会員が活躍できる会の運営ということを毎年進めているところではございますので、またこの機会をいただいたことに感謝申し上げます。一緒に勉強させていただいて、また青年会議所活動に生かされたらなというように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○森脇委員

島根県経営者協会の森脇です。よろしくお願いいたします。引き続いての委員となります。よろしくお願いいたします。

○山添委員

失礼します。公募委員の山添正広と申します。普段は島根県立大学総合政策学部総合政策学科の3回生として在籍しております。光延忠彦先生の研究室で日々勉強させていただいております。こういう場は初めてなので、すごく緊張しています。至らぬ点もたくさんあるとは思いますが、1人の学生として勉強させていただきたいな思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○女性活躍推進課

皆様、ありがとうございました。

本日は、先ほども申し上げましたが、一般社団法人島根県医師会常任理事の浅野委員、島根県連合婦人会常任理事の鳥居委員のお二人が所用のため御欠席でございます。また、本日オブザーバーとして公益財団法人しまね女性センター理事長の多々納道子様にも御出席いただいております。そのほか、出席者名簿に記載しております関係課の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、審議会の成立について御報告いたします。本日は、会員15名のうち13名の委員に御出席いただいております。島根県男女共同参画推進条例第24条で定める定足数の過半数に達しておりますので、本日の審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、島根県では、個人情報を取り扱う場合など特別な理由がある場合を除きまして、原則公開で行うように条例で規定しております。このことから、本会議につきましても、従来より公開とさせていただいております。あわせて、議事要旨につきましても、後日、県のホームページに掲載することとしておりますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これから議事に入るに当たり、本会議の議長は、島根県男女共同参画推進条例第24条第1項の規定により、会長に議長を務めていただくことになっております。今回は最初の審議会ですので、次第の2、会長、副会長の選任については事務局が進行させていただきます。条例第23条第5項により、審議会に会長、副会長を置くことになっており、会長、副会長は委員の皆様の互選によって定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

渋川様、お願いします。

○渋川委員

私が一番長いそうなので、言わせていただいて、すみません。引き続き河野先生に会長をしていただいて、副会長を森脇委員にさせていただいたと思います。御推薦し

ます。

○女性活躍推進課

渋川委員、ありがとうございます。

渋川委員のほうから、会長を河野委員に、副会長を森脇委員にお引き受けいただきたいとの御発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。

委員の皆様から御賛同をいただきましたので、河野委員、森脇委員、御就任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。よろしくお願いいいたします。

本来は、ここで会長席、副会長席に移動していただくところですが、今回は中央にスクリーンを設置しており、会場の配置の関係で、このままの配席で会を進めさせていただければと思っております。御容赦いただければと思います。

では、河野会長と森脇副会長に御挨拶を一言お願いしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

○河野会長

島根大学の河野です。昨年度、第4次島根県男女共同参画計画の策定に関わらせていただきました。今年度から計画の実施ということで、皆様からの意見を聞いて、これからの施策に活かしていけるように2年間会長として頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○森脇委員

副会長の森脇であります。私も前年度以来引き続いて副会長ということになっております。皆さんから、御意見などがあつたときに、できる限りお手伝いができるように努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○女性活躍推進課

河野会長様、森脇副会長様、ありがとうございました。

ここからの議事の進行につきましては、条例第24条の規定により、河野会長にお願いいたします。

○河野会長

それでは、お手元の次第に従って進行させていただきます。

初めに、本日の会議は事前に資料が配付されておりますので、事務局からの説明を短くし、委員の皆様から御意見をいただく時間をできるだけ多く確保したいと思っております。

では、早速議題の3の（1）苦情処理専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

○村松女性活躍推進課長

島根県女性活躍推進課の村松と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

苦情処理専門部会について説明させていただきます。

**資料1-1**、島根県男女共同参画推進条例の4ページを御覧ください。中ほど第20条において、県が実施する施策に関する男女共同参画についての県民または事業者からの苦情の申出の処理に当たっては、審議会の意見を聴くこととなっております。

次に、[資料1-2](#)、島根県男女共同参画審議会要領、下のところですが、第5条を御覧ください。審議会にこの処理に当たる苦情処理専門部会を設置するものとされ、5名以内の委員で構成することとなっております。苦情処理専門部会の委員の選出につきましては、上の第3条に規定されており、会長が部会の委員を指名し、専門部会の委員の互選により、部会長と副部会長が選出されることとなっております。

事務処理につきましては、[資料1-3](#)、県民又は事業者からの施策に対する苦情の申し出に係る処理要綱で定めております。3ページを御覧ください。申出者は①窓口である女性活躍推進課に書面やメールなどで申し出され、④当課と施策担当課で処理について協議、⑥苦情処理専門部会では、調査審議いただき、⑦部会での意見を踏まえ回答の準備を進め、⑩当課から申出者へ回答を行うこととなります。

この苦情処理の窓口の設置は、県のホームページで県民の皆様に対し周知をしておりますが、平成19年7月以降は、この窓口へは意見が寄せられておりません。

[資料1-4](#)を御覧ください。この苦情処理とは別に、県が行う広聴事業である「知事への提案箱」がございます。こちらに男女共同参画の視点で意見をいただいておりますので、参考として添付させていただいております。説明は以上です。

#### ○河野会長

ありがとうございました。

それでは、苦情処理専門部会の委員5人については会長が指名することになっていきますので、指名をさせていただきます。まず、副会長の森脇委員、そして、法律の分野から岡崎委員、報道の分野から瀧委員、教育の分野から水谷委員、地域活動の分野から鳥居委員、以上5人の方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。なお、鳥居委員は本日御欠席ですので、後日事務局より説明をお願いいたします。

なお、専門部会には部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定めることとなっております。審議会終了後、委員の皆様で選出していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、続きまして、(2)令和3年度施策の実施状況について、事務局から説明してください。事務局説明後に委員からの御意見を伺う時間を設けたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○村松女性活躍推進課長

令和3年度施策の実施状況について説明させていただきます。

[資料2-1](#)には、令和3年度施策の実施状況、第3次島根県男女共同参画計画の施策体系を掲載しております。基本目標4項目、その下に重点目標9項目、その目標を達成するために、施策の方向性を21項目定めておりまして、これに基づき各種事業を実施いたしました。

3ページをお願いいたします。基本目標のI男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成です。重点目標1地域における慣行の見直しと意識の改革では、(1)広報・啓発活動として、益田市、美郷町、西ノ島町の3か所で事業を実施したほか、広報誌やSNSなどを活用した情報提供、次ページに参りまして4ページです、研修会などを活用した企業などへの働きかけ、(2)男性や大学生など若者の理解を進めるため、県立大学などで講義等を実施いたしました。

5ページです。重点目標2、男女共同参画に関する教育・学習の推進では、(1)学校などにおける教育の推進、6ページに参りまして、(2)家庭・地域・職場における教育の推進を行いました。

7ページ、基本目標の2つ目であるワーク・ライフ・バランスの推進です。重点目標

3 ワーク・ライフ・バランスの機運の醸成では、男性の家事参加を促進するため、鳥取県と連携したワーク・ライフ・バランスキャンペーンの実施や両親セミナー、企業向けセミナーなどを開催いたしました。

8 ページ、重点目標 4 ワーク・ライフ・バランスの取組支援では、子育てや介護の支援と就業環境の整備を進めるため、育休取得後の職場復帰や子育てしやすい柔軟な働き方ができる環境づくりに取り組む企業等に対し、奨励金の支給などを行いました。また、子育て支援に積極的に取り組む企業をしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）として認定し、特に優れた取組をしている企業はプレミアムこっころカンパニーとして表彰しているところです。

9 ページ真ん中の部分ですが、子育て環境の整備では、市町村と連携した保育定員の管理や保育料の軽減、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの提供などを実施しました。

11 ページ、基本目標のⅢ男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現です。重点目標 5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進では、県の審議会等への女性参画や管理職の登用促進の取組とともに、市町村、企業等に働きかけを行いました。

重点目標 6 職場における男女共同参画の推進では、女性活躍に係る行動計画の策定支援や企業の表彰などを実施したほか、少し飛びまして 13 ページ、上から 2 つ目の黒丸になりますが、レディース仕事センターにおきましては、相談員を 2 名増員するとともに、浜田の窓口を商業施設に移転するなど相談体制を強化いたしました。

14 ページ、重点目標 7 地域・農村漁村における男女共同参画の推進では、(1) 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の推進、(2) 経済的地位の向上の推進、次ページに参りまして、(3) 地域活動における男女共同参画、次ページに参りまして、(4) 防災対策における取組、(5) 誰もが安心して暮らせる環境の整備などを行いました。

19 ページ、基本目標Ⅳである個人の尊厳の確立です。重点目標 8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶では、配偶者等からの暴力の未然防止や相談体制の充実などに取り組みました。

22 ページ、重点目標 9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進では、(1) 思春期・若年期における健康づくり、次ページに参りまして、(2) 妊娠・出産などに関する健康支援、次ページに参りまして、中高年における健康づくりとして、健康寿命延伸プロジェクト事業などに取り組みました。

引き続き資料 2-2 をお願いいたします。第 3 次計画にある数値目標、17 項目の進捗状況について御説明させていただきます。

第 3 次計画は、コロナ対応のため、当初の期間を 1 年延長し、最終年度を令和 3 年度としております。その際に、目標値を県政運営の最上位の計画である島根創生計画などで令和 3 年度の数値が設定されている場合はその数値に置き換え、置き換える数値がないものについては令和 2 年度の数値を据え置いております。

この中で目標値を達成しているものは、7 のこっころカンパニー認定企業、これは子育て中の従業員を応援する企業を県が認定するものですが、この企業数が目標の 410 社に対して 411 社、10 の係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合が、目標値 65% に対し 66.9%、13 の農業委員に占める女性の割合が、目標値 9.4% に対し 12.1%、17 の 10 代の人工妊娠中絶実施率が目標値 3 以下に対し 2.9 となっております。

また、目標値には届かなかったものの、着実に改善が進んでいるものとしては、2 の

固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合が79.2%、8の県の審議会等への女性の参画率が47.6%、9の県職員の管理職に占める女性の割合が14.1%、12の家族経営協定締結数、16の特定健康診査受診率などとなっております。なお、12は令和3年数値が、16は令和2年数値が、今後、国から公表される予定となっております。

続きまして、**資料2-3**をお願いいたします。男女共同参画の推進状況については、先ほどの**資料2-2**にある16項目を含む31項目について取りまとめております。これについて少し説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。1 慣行・意識等の状況です。1 社会全体における男女の地位の平等感については、男性のほうが優遇されている、どちらかといえば優遇されているは、右から2列目のところにある数値となりますが、女性が82.2%、男性の68.6%を13.6ポイント上回り、平成26年調査の9ポイントより広がっております。2-1 性別役割分担に関する意識です。令和元年の調査では、(1) 男は外で働き、女は家庭を守るべきは、そう思わないが前回調査より増え、一番右側にある数値ですが、70.8%と否定的です。一方、(2) 自治会などの団体の代表者は男性がうまくいく、(3) 女性には気配り、男性には決断力、(4) 子育ては母親の役割などは前回調査時よりは低いものの、半数以上が固定的な性別役割分担意識に肯定的です。

3ページの2-2 男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという固定的な役割分担について、そう思わないと答えた人の割合が79.2%、性別では女性の割合が男性を上回り、年齢別では69歳まではそう思わない人の割合が8割を超えていますが、70歳以上は68%と、年代による差が出ております。その下が、この割合を過去10年見たものでございます。増減はありますが、一定の解消が図られてきていることが分かります。

飛びまして、5ページ、ここからはワーク・ライフ・バランスの状況となります。4 家庭における役割分担です。食事の支度、片づけ、掃除など、上から5項目は妻がすることが多くなっておりますが、いずれも平成26年度と比較するとその割合は減少しております。一方で、(6) 家庭における重大な事柄の決定、(7) 地域活動への参加では、夫がする、が半数近くを占めております。

7ページからは、ワーク・ライフ・バランスの事業所の状況についてとなります。上のグラフは、育児休業制度と介護休業制度の規定を設けている事業所の状況です。増減はありますが、いずれも増加してきております。7はこの制度を利用した労働者がいる事業所の割合です。育休制度を利用した労働者がいる事業所の割合は赤の折れ線となりますが、平成17年度以降増加してきたものが、令和2年度に初めて減少いたしました。青の点線で示す介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合は、依然として低い状況となっております。

8ページ、育児休業制度を利用した労働者の割合です。オレンジが女性労働者の割合を示したもので減少傾向、下の緑が男性になりますが、依然として低い状況にあります。この注意書きの※印のところに記載しておりますように、調査対象者が変わってきております。1歳6か月未満、その後、2歳未満の子を養育する労働者へと拡大しておりますので、こういったことが、割合が下がっている原因ではないかと考えております。9 こころカンパニーの認定企業数は増加傾向にあり、これは先ほど御説明しましたとおり、目標値を達成した指標の一つです。

9ページからは様々な分野における男女共同参画の状況となります。10-2 県議会における女性議員の割合8.8%は、全国平均11.8%と比べ低く、10ページに参りまして、市議会は11.5%。その下の町村議会は6.5%と、いずれも全国に

比べ低い状況にあります。11 審議会等における女性委員の割合は、40%を上回る状況が続いており、全国と比較しても高い状況となっております。一方、市町村では、今年4月時点では27.1%、おおむね横ばいで推移し、全国平均を下回っている状況となっております。12 防災会議における女性委員の割合です。県では近年4割を超え、全国を大きく上回っております。一方、市町村は徐々に増加しており、令和3年度は県内市町村が9.5%、全国9.3%とほぼ同水準となっております。

12 ページに行きまして、13-1 県職員の管理職に占める女性の割合は、今年4月で14.1%。その下に全国と比較したものを掲載しております。対象者が13-1と若干異なりますけれども、県職員における女性の管理職の割合は14%、全国の11.8%と比べ高く、市町村職員の割合22.3%も全国16.5%と比べ高くなっております。13-3、小学校では、校長の割合は横ばいですが教頭の割合が大きく増加、13-4、中学校では、増減はあるものの校長、教頭ともに増加傾向、14 ページに参りまして、13-5、高校は増加傾向にあります。この2年は横ばい、13-6、特別支援学校では、校長が平成30年度の0%から令和4年度は41.7%と大きく増加しております。

次、15 ページ、14 労働力率です。出産や育児などが当たる年齢で労働力率が一旦下がり、その後また再び上昇するという、全国がそういう形にまだなっておりますが、いわゆるM字カーブと言われるものです。島根県はこのくぼみが浅く、ほぼ台形に近くなっております。

16 ページに参りまして、15 女性を役職に登用している事業所の割合です。平成26年度以降は6割を超え、目標値を達成した項目の一つです。その下の16 女性の活躍に積極的に取り組む企業等に登録いただきし企業は、制度開始以降増加しており、令和3年度末で312社となっております。

17 ページの17 PTAにおける女性の会長・副会長の割合です。上が会長の割合、下が副会長の割合で、小、中、高、いずれも会長に比べ副会長の割合が多くなっております。特別支援学校におきましては、会長、副会長とも女性の割合が高くなっております。

18 ページに参りまして、18 自治会における女性の会長・副会長の割合です。県内の会長の割合は4%と低い状況です。19 公民館における女性の館長の割合は、令和4年4月現在で8.9%となっております。

次の19 ページの20 しまね女性ファンドを利用した活動件数です。地域での女性団体の活動経費を支援するものですが、平成27年から令和2年度までの新規の採択件数は116件、目標値の140件には達していません。また、令和3年度はコロナの影響を受け、新規は10件となっております。

20 ページ、22 家族経営協定締結農家数は、増加傾向にありましたが、近年は横ばいとなっております。23 女性の農業委員の割合は、増加傾向にあったものが令和2年に減少しておりますが、目標値には達しております。

21 ページからは女性の人権に関する状況です。25 ドメスティックバイオレンスの経験は、自分や身近な人が経験したことがある人の割合は前回調査よりは下がったものの22.9%に上っております。26 配偶者暴力相談支援センターの認知度は、知っているが44.9%となり目標値を下回っております。

22 ページに行きまして、27 女性相談の件数は近年増えており、令和3年度は前年度に比べ247件増加しております。また、青の点線、電話のうち夫等からの暴力に関する相談が40件以上増加しております。

飛びまして、23 ページの30 特定健康診査受診率、平成26年度以降全国平均をやや上回りながら増加傾向にあります。24 ページ、31の10代の人工妊娠中絶実施

率は、令和2年、前年より減少し2.9、目標値を達成しております。

25ページから26ページは、市町村ごとの審議会の委員や議員の女性の比率等を掲載しております。

以上、駆け足でございましたが、令和3年度の施策の実施状況と、これまでの男女共同参画の推進状況について御説明させていただきました。

○河野会長

ありがとうございました。

ここまでの事務局からの説明を受け、何か御意見、御質問などございますか。

○川光委員

4つ質問があります。

まず、苦情の処理について、県が実施する施策に関する苦情ですが、どのように県民や事業者さんに対してPRをされてますでしょうか。どういうことをしていいのかわからない方が多いのではないかと思います。

2つ目に、いろんな施策されていますが、高齢の方が男女共同参画に対する認識が非常に少ないと私は思っています。いろいろ事業をしても、来られる方が決まっています、若い方というのは結構皆さん分かってきていて、どちらかというと高齢の方をターゲットにするような事業もされたほうがいいと思います。

それと、ずっと聞いていて、目標値とかパーセンテージが非常に、それに対する、焦点が当たっているように感じますが、それよりも、なぜそういうパーセンテージなのかという原因が大事だと思います。例えば育児休業を取ってくださいと言っても、実際雇用主さんは人が少ないのに休みを取ってもらうわけにはいかないなどいろんな問題があります。だから、目標値はあってもいいのですが、女性をどんどん登用するのではなく、能力のある女性をとというのが大事だと思います。数値だけを目標にされるっていうのはちょっとどうかという気がしていました。

○村松女性活躍推進課長

まず、最初の苦情の処理のPRです。苦情の処理については、ホームページ等でお知らせはしておりますが、一方で、最近、資料1-4に掲載させてもらったのですが、知事への提案箱など、県に対する意見を受け付ける窓口があります。皆さんが一番利用されやすいところを使っていただくのが一番だとは思いますが、せつかくある窓口でございますので、引き続き広報には努めてまいりたいと思っております。

次に施策についてのご質問ですが、高齢者の方のなかなか認識が進んでいないのではないかとこのところだと思います。セミナーとか研修会を開催しても、来られる方が決まっているということで、県の事業もそういう傾向がありがちにはなるのですが、男女共同参画は、地域での浸透が大事だと思っております。アクティブサポーターさんと、サポーターさん、県内に今123名いらっしゃいまして、そういう方々の協力も得ながら粘り強く、根気よく、各地域でこの男女共同参画という概念が浸透していくように施策を進めてまいりたいと考えております。

次に目標値についてのご質問についてお答えします。目標値が先走り感のある説明になってしまったのですが、どうしても県の施策には目標値を掲げざるを得ないというところがございます。ただ、先ほどおっしゃっていただいたように、原因が大切、どうやって対応、対策を進めていくかですが、例えば育休が取れなくて困っている、それはこちらもよくそういった声を聞いております。人が不足している、実際育児休暇を取ろうと思うと御本人さんの収入も減るなどの課題がある中で、どうやったら育休

取得という制度が使われるようになるのか、課題解決に向けたセミナーなども開催しながら進めていきたいと考えております。

能力のある女性の登用というところですが、あくまでも県では女性一人ひとりがその方の希望に応じた活動ができることを目指しております。極端なこと、能力というよりは御本人さんの考えを一番に考えていきたいと考えております。

#### ○川光委員

ありがとうございました。

9月15日にジェンダーチェックした結果を発表させていただいてもいいですか。

短期入所施設の職員さんは女性が多いのですが、その中で、ジェンダーチェック職場編というのをさせていただきました。それに対して答えられたのが非常に多いのが、女性に求める能力と男性に求める能力が違うと思う、でした。これが結構多くて、60%ぐらいはそう思っておられました。また、結婚や出産をする女性が退職するのは、職場に問題があるわけではなくて、女性自身の働く意欲だと半分ぐらいの方が思っておられました。それと、男性社員が女性社員をちゃんづけで呼んでも違和感を感じないと思っている人もいます。それと、就職の面接のときに、女性に出産しても仕事を続けるかどうかを聞くことは非常に重要だと思っている人も多かったです。それと、あなたは職場の華だという表現は女性に対する褒め言葉だと思っている人も結構多く、年齢は20から70代の方に聞いたのですが、そういうところはまだ変わってないなと感じました。

今度10月23日に、荒木地区の町内会長40名とプラス20名、60名ぐらいの方で、くすのきプラザの所長と一緒に男女共同参画についてお話ししていただくのですが、町内会長さんは60代以上の方が多く、どういう反応を得られるかを期待しております。以上です。ありがとうございました。

#### ○河野会長

川光委員様、いろいろな情報提供などもいただき、ありがとうございました。

ほかの委員様から何か御質問とか御意見などございますか。

宇野様、岡崎様、いかがでしょうか。

#### ○宇野委員

私は島根県の取組、**資料2-1**で拝見をさせていただきました。様々な取組をしていただきまして、市町村としては大変助かっております。男女共同参画社会づくりに向けた取組が市町村独自ではなかなか難しいところもございまして、このような県の支援がございましたら私どもも向かっていけるのかなと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

昨年度、私どもの町も男女共同参画計画の改定の時期にありました。その中で、性別役割分担に関する意識など、私の町でも年が上がるにつれて意識が薄いという状況が見えてまいりました。

私どもの町は高齢化率が既に40%を超えております。合併前の旧町村では50%を超えた地区もございます。今後、我々が男女共同参画の推進としてターゲットを高齢者等の意識改革に向けていかなければならないということは、今回の計画策定を通じて感じ、そのスタートして、昨年度は隠岐の島町の計画の策定委員の中に75歳の男性の方に入ってくださいました。その方の意見もいただきながら、高齢化率の高い我が町に合った男女共同参画の推進に向けて取組を進めてまいりますので、御支援のほどよろしく願いいたします。

○村松女性活躍推進課長

県のほうも市町村と一緒に進めていきたいと考えております。目標値を掲げておりますが、あくまでも目安、今現状がどういう状況であって、施策を進めてどの程度改善したのか、進行状況を見ながら、高齢者の方々への意識、啓発をどうやったら進めていけるのか、県のほうも十分に考えながら進めていきたいと思っております。

○河野会長

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。気づかれたこと、何でも結構ですので御発言ください。

○津森委員

ちょっと気になったところが、条例のところで、**資料1-1**の3ページの第2章、男女共同参画を阻害する行為の禁止等とあります。性別による権利侵害の禁止ということで、第8条として、(1)、(2)、(3)と上がっており、いずれも重要なことだと思うのですが、(2)セクシュアル・ハラスメントとあります。ハラスメントにつきましては、いろいろと法律も改正されまして、妊娠・出産・育児休業、介護休業等に関するマタハラ等、これ、男性に対する、それを取得したときのハラスメントっていうのも含まれているのですが、それからパワーハラスメントといったものも、やっぱり根本に男女の差別意識があって女性に対して行われることがあります。多分この当時はパワハラとかマタハラとかということがあまりなくて、当時はこれでよかったのだと思うのですが、ここのところは先々見直しも必要で、今の法律やいろんな世の中の動きに合わせて変えていく必要があるのではないかと思います。

○河野会長

ありがとうございます。重要な御指摘をありがとうございます。

○村松女性活躍推進課長

先ほど御指摘いただいたことにつきましては、条例全般、またほかの改正等も併せ、いい時期を見計らって検討させてください。ありがとうございました。

○河野会長

ありがとうございます。

議長ですが、私から1つ質問させていただいてよろしいでしょうか。

昨年度の報告のところで、女性相談センターの一時保護件数を見ると、とても少なくなっています。私もいろいろなところで見ているとDVの人が減ったとは思えず、一時保護件数がこれだけ少ないというのはどういうことか、教えていただきです。もしかすると、施設が減ったとか、一時保護だと仕事に行けないとか、何か理由もあって入る人が少ないなら、その理由なども教えていただければと思います。

○青少年家庭課

青少年家庭課の狭間です。女性相談センターの一時保護は、昨年度は特に少ない状況でした。一時保護が減った理由については情報を持ち合わせておりませんが、保護を行ったケース、ほとんどは若年層のDVというケースでした。同伴児童を伴ったケースも多いということで、河野委員がおっしゃったように、一時保護所から仕事や学校に通うことができないですとか、一時保護所の中で若年層に向けた柔軟な対応が難

しいということは課題としてあるのかもしれないと思っております。

また、一時保護の最近の状況ですと、保護をされる、入所をされる方がいろいろハンディを抱えていらっしゃる、または、背景に生活困窮ですとか、家庭の破綻、いろいろな状況があって、保護期間は長くなる傾向があります。

今年の5月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、令和6年4月1日に施行されることとなっております。新たな法律のポイントは、女性の自立に向けて女性の権利や、意思を尊重した支援をすること、民間団体との協働です。また、都道府県では基本計画を策定するというのも法律の中に定められておりますので、来年度はこういった計画、策定の機会も含めまして、こういった支援がいいのかというところを検討してまいりたいと思います。

#### ○河野会長

ほかに何か、皆様からございますでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題（3）令和4年度女性活躍推進課実施事業について、事務局から説明をお願いします。事務局説明後に、委員からの御意見を伺う時間を設けたいと思います。

#### ○村松女性活躍推進課長

初めに、第4次島根県男女共同計画ダイジェスト版により説明させていただきます。

**資料3-1**、御覧ください。

1 ページ、この計画では、島根県の目指す男女共同参画社会を「すべての女性が自分らしくきらめく島根」とし、家庭、地域、職場、学校、それぞれの分野での目指す姿を描いております。

2 ページに参りまして、計画の期間は、今年度から令和8年度の5年間となっております。この計画には、横断的な視点としまして、新型コロナウイルス感染症の影響、性の多様性の尊重、SDGsの推進を取り入れております。計画の構成について、最終ページ、8ページの裏面を御覧ください。目標は3項目に再編し、基本目標の下に10項目の重点目標、その目標を達成するために施策の方向性を26項目定め、数値目標をそれぞれ基本目標ごとに定めております。

3 ページ、基本目標Ⅰ「あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）」です。育児をしている女性の有業率は全国1位と高くなってはおりますが、家庭の中での役割分担が女性に偏っております。そのことから、重点目標は、あらゆる分野での活躍推進と、安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくりとし、数値目標としましては、女性の就職者数、係長以上の役職への女性の登用割合など、7項目を掲げております。

5 ページ、基本目標Ⅱ「男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる」では、固定的な性別役割分担意識が残ることなどから、重点目標では、政策・方針決定過程における男女共同参画の推進や、地域における慣行の見直しと意識の改革、今回の計画で重点目標に引き上げました、防災対策などの5項目を掲げております。数値目標は、県の審議会等への女性の参画率や農業委員に占める女性の割合、県防災会議の女性委員の割合など、9項目としております。

7 ページ、基本目標Ⅲ「人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる」では、重点目標を男女間におけるあらゆる暴力の根絶、生涯を通じた男女の健康づくりの推進、今回の計画では重点目標に引き上げました、誰もが安心して暮らせる環境の整備を掲げ、数値目標は、学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率など8項目を設定し、取り組むこととしております。

今年度からはこの第4次計画に基づきまして、これらの取組を進めていきたいと考えております。男女共同参画の推進施策、女性活躍の推進施策について、具体的な取組について、この後、引き続き説明いたします。

#### ○女性活躍推進課

続きまして、**資料3-2**をお願いいたします。令和4年度男女共同参画推進施策について御説明いたします。先ほどの計画の基本目標Ⅱ、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる」についての当課における具体的な取組となります。男女共同参画の理解促進事業として、令和4年度予算額430万円余りで実施しております。黒い丸で書いているところは県が直接に実施している部分でして、白い丸で書いているところが公益財団法人しまね女性センターに委託して実施している事業、そして、四角のものはその他の事業となっております。

(1) 男女共同参画に係る広報・啓発事業として、県民に対し男女共同参画への理解を深めるための広報・啓発を行っております。

初めに、地域向けといたしまして、今年度は海士町で9月24日に男の料理教室、10月8日に奥出雲町においてすぐにできる男の掃除術、今年度は両町ともに意識啓発に加えて、実際に男性の家事参画を進めるための講座を実施しております。この地域向け事業は、市町村と委託先でありますしまね女性センター、そして、市町村と連携して啓発活動を行う男女共同参画サポーターさんとが一緒になって企画・運営する形を取っているというところが特徴でして、より地域の方々が興味のある内容で啓発事業を展開しております。

次に、若者向けといたしまして、学生が男女共同参画の視点を持って将来の生き方や働き方などについて学ぶ講座を実施しております。県立大学出雲キャンパスにおいては、コロナの感染状況が著しいときであったことから、6月29日から2週間ほど動画配信によって123名の方に啓発の授業を受けていただいております。県立大学松江キャンパスは10月11日、松江高専は11月2日、県立農林大学校は12月16日にそれぞれ実施予定としております。

次に、政治分野における啓発事業についてです。令和3年6月の政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律によりまして、地方公共団体における政治分野の啓発活動が義務となりました。それにより、今年度より新規に政治分野による啓発事業に取り組んでまいります。内容や時期については、これから検討してまいりたいと考えております。

(2) としまして、男女共同参画サポーター養成、活動促進事業です。地域における男女共同参画を進めるために、サポーターの力を借りておりますけれども、そのサポーターの養成、支援を行うための事業です。サポーターは、市町村の推薦を受け知事が委嘱した方々であり、9月1日現在で123名、そのうち6名が、自ら企画し啓発事業を行うことができるアクティブサポーターです。サポーターが主体的に啓発活動を担える人材となれるよう、段階的に3種類の研修を実施しております。今年度の研修は、企画、実践力を身につける内容に関する講座ということになっております。また、サポーター同士が交流して意欲を高め合う交流会を11月に実施する予定としております。

(3) 相談事業です。これは、あすてらすに相談窓口を開設し、情報提供や助言などを行います。市町村の計画策定に関する相談やサポーターからの相談のほか、今年度から、男女共同参画の視点からの防災に関する相談も開始しております。講習依頼なども女性センターのほうに対応していただいております。

続きまして、(4)のしまねの男女共同参画年次報告です。これは**資料2-1**から

資料2-3の内容と、それらの進捗状況を加えたものとなります。準備が整い次第、ホームページで公表を予定しております。

(5) 審議会等への女性の参画促進です。令和8年度までに50%とする目標に向かひまして取組を進めております。令和4年4月1日時点で47.6%ということで、全国的に高い割合となっております。

(6) しまね女性ファンドでございます。これは平成4年度に、女性が中心となって取り組む自主的な地域活動を支援するために創設したファンドです。三菱UFJ信託銀行に委託して実施をしております。採択件数や金額は資料のとおりです。令和4年度から働く女性が活躍できる社会づくりの分野を新たに設けまして、普及啓発事業に限っては10万円まで全額助成、それ以上の場合は事業費の3分の2、上限50万円ということで助成をしております。

(7) 男女共同参画推進のための会議の開催です。男女共同参画や女性活躍推進の施策について審議いただくこの会を令和2年度、令和3年度は、計画策定の諮問をしていたことから2回開催をお願いしておりましたが、今年度は、本日のこの会1回のみ予定としております。

## ○女性活躍推進課

失礼いたします。女性活躍推進課女性活躍企画推進グループの規家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料3-3によりまして、令和4年度女性活躍の推進につきまして御説明をさせていただきます。女性活躍関連事業につきましては、島根創生計画に沿いました3本柱に分類して御説明をさせていただきます。

まず、左のあらゆる分野での女性活躍につきましては、1つ目の黒丸、資格や経験を生かした起業などを望む女性を対象にしたセミナー、2つ目の黒丸、働く女性を対象としたスキルアップセミナーがございます。スキルアップセミナーにつきましては、しまね女性センターへの委託により実施させていただいており、働く女性の意欲と能力の向上に加えまして、異業種の方とのつながりづくりの場にもなっております。こうしたセミナーを通しまして、女性が自らの個性と能力を発揮できるよう支援してまいります。

次に、就労支援といたしまして、女性の就職相談窓口レディース仕事センターを設置し、きめ細かな伴走支援によりまして県内企業への就労を支援しております。今年度は、前年度のおおむね2倍のペースで相談が寄せられております。また、女性のスキルアップ支援として昨年度から取り組んでおりますパソコン講習につきましては、今年度66名の参加がございまして、それぞれの就職活動に生かしていただいております。

次に、非正規で働く女性のステップアップを支援する働きながら学ぶ女性応援事業について、新たに取り組んでおります。働いている女性が参加しやすいよう工夫いたしまして、7月から8月にかけて講習会を開催させていただきました。講習会に参加された方には、パソコンの電源を入れるところから学び始めた方もいらっしゃいましたが、最終的にはワードによる文書の作成やエクセルのグラフ作成ができるようになるなど、約10日間の講習でございましたが、パソコンスキルが向上いたしまして、自信も取り戻していただく様子が見られました。今後は、ガイドブックの作成にも取り組んでまいりたいと考えております。

真ん中の意識・行動改革、機運醸成でございます。企業経営者への働きかけとして、セミナーを開催するなどしてイクボスの取組を進めてまいります。セミナーではNPO法人ファザーリング・ジャパンから講師をお招きいたしまして、女性活躍やワー

ク・ライフ・バランスの重要性、男性の育児参加などに理解を深めていただくとともに、イクボスネットワークへの参加を促してまいります。

次に、男性の家事・育児参加促進につきましては、内閣府の事業でありますおとう飯キャンペーンに参加いたしまして、知事自ら情報発信することにより啓発してまいりたいと考えております。また、両親セミナーは初めて赤ちゃんを迎える夫婦を対象として昨年度から開催しております。島根県助産師会の御協力をいただきまして、妊婦体験や赤ちゃんのお世話体験、家事・育児の分担を夫婦で考えるワークなど、夫婦と一緒に子育てをしていくためのセミナーとして、県内4か所で開催しております。さらに、今年度は企業内両親学級といたしまして、企業に出向きまして職場での理解を深めていただく取組を始めたところでございます。こうした取組やキャンペーンを展開するなどして、家庭、職場、地域の方など様々な方に、男性の家事・育児参加について御理解をいただくよう取り組んでまいります。

右側、企業支援につきましては、しまね女性の活躍応援企業の登録促進、しまね子育て応援企業、こころカンパニーの認定促進のために、企業へのアドバイザー派遣やイメージアップ動画の制作に取り組んでおります。また、女性活躍や従業員の仕事と子育ての両立を積極的に応援する企業に対しまして、職場環境整備等に係る経費の一部を助成する事業の実施や、優れた取組を行う企業の表彰などによりまして、企業の取組を支援してまいります。

最後に、奨励金事業でございます。子育てしやすい職場づくり奨励金は、時間単位の年次有給休暇制度や法定を上回る育児短時間勤務制度など、子育てしやすい多様で柔軟な働き方の制度を導入するなどの要件を満たした事業所に対しまして支給しております。また、出産後職場復帰奨励金につきましては、出産により休業していた従業員が職場復帰し3か月以上雇用するなどの要件を満たした事業所に対し、奨励金を支給しております。こうした奨励金制度を活用いただき、出産や子育てによる離職を防ぎ、安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組む企業を支援してまいります。

以上のような取組によりまして、女性一人一人があらゆる分野で活躍できる環境の整備と、安心して子育てや介護、仕事に取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。以上でございます。

#### ○河野会長

ありがとうございました。それでは、何か御意見、御質問などございますか。

#### ○川光委員

男女共同参画サポーターの人数ですが、アクティブサポーター6名というのは少ないのではないかと思います。地域における男女共同参画を推進するというのであれば、もう少し人数が欲しい気がいたします。

また、それぞれサポーターが単独でやるのではなくて、どこかと協力してすると思います。サポーターとしては、1人で背負うのは重い感じがします。何かそういうシステムになると楽しくできるのではないかな。今度11月に交流会というのがあるのですが、そこでどれだけ交流できるか分かりませんが、そういうふうになると、もうちょっとサポーターが動きやすくなると思います。

#### ○女性活躍推進課

サポーターについては、確におっしゃるとおり、サポーターの123名に対してアクティブが6名はとても少ないということで、県としては、アクティブサポーターになっていただけるように、研修会を受ける回数などの、条件を設けておりますが、

多くの方にその条件をクリアいただいて、本人の御希望にもよりますが、ぜひアクティブサポーターになっていただきたいと考えております。

そして、どこかと協力するという活動の方法ですが、アクティブサポーターは自分で企画して、講演会やいろんなセミナーみたいなものでも開催できるような力を持っていらっしゃる方ですが、普通のサポーターは、まだ自分1人では難しいということもあり、基本的には市町村さんと協力して、市町村の事業のほうと一緒に考えて実行されたり、サポーターがやりたいことを市町村に相談して、一緒に力を貸してもらおうということを想定しております。さらに、同じ地域内のサポーター同士で一緒にやってみようというような雰囲気ができる、もしくは、隣町だけれども、一緒に広域的にやってみようみたいな機運が生まれることを期待しまして、交流会という場を設けています。

ぜひ、川光様のようにアクティブサポーターとして活躍されている方の経験談もサポーターの方にお話しいただきながら、アクティブサポーターを増やしていく取組を進めていけたらと考えております。

#### ○河野会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

#### ○來間委員

たくさんセミナーをされたり、いろんなことを実際にされていると思うのですが、例えばスキルアップしたい女性にこういうセミナーがあるということや、広報とか、周知とか、ちゃんと望む人に届いているのかということや、セミナーとかイベントの情報が届いているのか、そこの何かマッチングとか、うまく届けるために、どのような取組をされているのかということを教えていただければと思います。

#### ○女性活躍推進課

御質問ありがとうございます。

こういった様々なセミナーらせていただいております、周知には非常に苦労しており、いただいた御意見、本当に御指摘のとおりだと思っております。

まず、スキルアップセミナーにつきましては、対象の方が働いていらっしゃる方ということで、また私どもの考えとしては、ぜひ職場の、会社としての人材育成として女性人材をこのセミナーに送り込んでほしいというように考えておりますので、企業に届くように通知などをさせていただいております。もちろん、ホームページなどの広報もしているのですが、なかなか見に来るといったことは難しいと思いますので、関係団体、経済団体、市町村にも御協力をいただきまして、企業の皆様にできるだけ情報が届くようにチラシも作りまして通知をさせていただいております。

セミナー参加された方は非常に満足度が高いものになっております。また、自分の会社の若い方に声かけをいただいて、さらに広がっていくということもあるようです。口コミも含めまして多くの方に参加いただけるようにと考えておりますので、もし御協力いただけることがあればぜひお願いいたします。

また、イクメン、イクボス関係でございますけれども、例えば若い男性の方で育休とか、子育てにもっと関わりたいなと思っいらっしゃる場合に、職場の状況がそれを許せないという状況であると、非常にマッチングがうまくいかないというようなこともあると思います。私どもとしては、まずは企業の皆様に考えを変えていただけるような

働きかけをしたいと思っておりますので、こちらの企業向けのセミナーにつきましても、先ほどのステップアップセミナーと同様、企業の皆様に届くように、団体なども通してお送りしているところでございます。

個人の方が直接参加するものは、両親セミナーというものがございまして、これは、初めて赤ちゃんを迎えられるいわゆる妊婦さん、その旦那さんで、対象が非常に限られておりまして、なかなか県では把握ができませんので、実は、共同主催という形で協力いただける市町村さんに、対象者の把握と声かけはお願いをさせていただき、できるだけ御希望される対象の方に情報が届くように、産婦人科にチラシを置かせていただいたりしております。いろいろやりましたが、知らなかったということはございますので、引き続き努力してまいりたいと考えております。

#### ○河野会長

どうもありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

#### ○山添委員

**資料2-3**の11ページの図11を見てみますと、審議会等における女性委員の割合というものが全国平均よりも高い水準にありまして、これはすごくいいことだと思うのですが、それに対して、9ページの図10-2を見てみますと、地方議会における女性議員の割合というものが全国平均よりも下回っているという現状があります。審議会における女性委員の割合を増やすだけでなく、地方議会における女性議員の割合も増やす必要があるかなと思うのですが、それに向けて取り組まれていることなどあれば教えていただきたいです。お願いいたします。

#### ○女性活躍推進課

御意見ありがとうございます。今年度から政治分野における啓発活動というのを全国的に地方公共団体に義務化されました。これは世界の各国に比べて、日本全体が国会議員、県会議員、市町村議員、全て女性の割合が少なく、全国的な取組の一つと思っております。なかなか政治というと、選挙で選ばれた方が議員になられるため、各政党が候補者をどのように出されるかといったようなところもございます。我々のほうで、これから啓発事業の内容についてどのようなものにしていけばいいのか、本当に難しい分野の取組になってくると考えております。県としては、なかなか政治家を女性にということ直接的にはできませんので、一つ一つできることといえば、地域において、まずは自治会のほうとかPTAとか、そういったところから、女性が政策方針決定の立場で発言ができるような方を増やし、少しずつステップアップされて、そういう方が政治家にまたなられるというようなことにもつながるのではないかと考えております。政治分野における啓発活動は大変難しいなと思っているところが正直なところです。

#### ○村松女性活躍推進課長

補足させていただきまして、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律というものがございます。これがこのたび改正されまして、国や地方公共団体等への役割というものが明確にされております。そのこともあって、今年度から県の中でも、政治分野への男女共同参画という視点から研修会を開催することとしております。先ほども説明しましたように、なかなかこれは行政が取り組んでも変わっていかない部分でもあります。行政でできることとして、研修会や地道な啓発活動などに取り組んでいきたいと考えております。

## ○河野会長

どうもありがとうございます。そのほか、皆さんからいかがでしょうか。

## ○渋川委員

2点ありまして、一つは、初産の妊娠された御夫婦に向けてのセミナーについて、対象者がちょっと少ないというのと、単発なので、妊婦さんは初産さんって常に妊娠はしますよね。そうすると継続が大事だと思っています。人口の少ないところは、対象となる可能性はあるのですけれども、できれば継続した、年に何回とか、そのような形でもいいと思います。あるいは、たくさん集合するのが難しいので当院はZoomを使っています。そういう形で、どこに住んでおられても、例えば島根県の中で初めてパパ、ママになれる方に対しての何か。なぜかという、今、子育て中の若い御夫婦の、保育園に預けている姿が多いからかもしれないのですが、子育てしておられる姿を見る若い人が減っています。なので、入院中に、出産後御自宅に帰してあげるのにも何か大丈夫かなっていう方がとても増えています。だから、産後ケアも続けて計画されてきているとは思いますが、やはり妊娠される前から赤ちゃんを迎えるに当たって、赤ちゃんってこういう感じでお世話するんですよとか、これから少しずつ精神面とか、何かそういうサポートっていうのが重要になってくると思っています。資料3-3に継続と書いてありますので、もう少し次からは強化していただきたいという要望です。

もう一つは、育休を取っている方が少ないことについて、企業の手が足りないという面もあるかもしれませんが、保育園に預けられないので、一年間ではなくて産休のみで仕事に出てしまう方も中にはいらっしゃいます。ここは自治体の関係だとは思いますが、これから少子化になるので保育園を閉鎖ではなく、なぜその保育園の希望が多いかなど検証し、多いところに保育士を派遣する、収容できるスペースさえあれば人数を多くして、そこに保育士を確保し、希望のところにるように考えて何か政策をしていただくといいと思います。預けられないと仕事ができないから早めに0歳で預けるとか、そういうことが最近目立つような気がしますので、お母さんたちも自分が復職したい時期に預けられるっていう確約があるほうがいいと思います。市町村に相談されると、「8月以降は入れません」と言われるんですよ。だから、その辺をもう少し解決するような方法を考えていただきたいと思います。

## ○女性活躍推進課

両親セミナーについて御質問、御意見ありがとうございました。県内何か所かで開催していますが、いわゆる初産だけですと定員が埋まらないところも実はございまして、中山間地域では市町村と相談をして、2人目、3人目の出産の方も御参加いただけるように呼びかけの仕方を変えるなどはさせていただいております。90分程のセミナーですが、県助産師会の皆様に大変御尽力いただいております、これだけのセミナーができる方はそんなに多くはいらっしゃらないのかなというところもございまして、いろんな方に参加していただきたいとは思いますが、実際にそれだけの要望にお応えできる状況に今あるかといいますと、今この両親セミナーまだ2年目でございまして、やり方も少し手探りしながらといったところもございまして、どういったやり方であれば、いわゆるインフラとしてできる、そこまでたどり着けるのか、いろんな皆様の御意見も伺いまして、考えてまいりたいと考えております。ただ、参加いただいた方には、こういうことは初めてということも御意見としてございまして、そういった意義も併せて広めながら、この事業をどのように進めていくのか、また御

相談させていただけたらというように考えております。

○子ども・子育て支援課

保育所のこと、先ほど御意見いただきました。委員おっしゃられましたように、まず保育の実施者は市町村でありますので、まずは市町村のほうといろいろな意見を交わしてということになるかと思えます。現在、待機児童については報道等でもありますとおり、島根県内のほうは待機児童ゼロという形、低い水準のほうで推移していますけど、一方で、希望する保育所に入れない方がいらっしゃるのも事実であります。利用児童数が減少する中で、保育全体の在り方、どう考えていくかを今後、市町村といろいろな考えなければならぬ時期になっていると思えます。また、大多数が私立の保育所を実施しておられて、各法人のほうで運営をしておられます。それぞれの法人の運営の在り方もあるかと思えますので、一概に、単純に派遣という形ができるのか、どういった手法ができるのかなども含めて、まずはいろいろ知恵を出しながら考えていく必要があると思っております。急激に今、少子化が進んで、利用児童数が減っている状況にありますので、県のほうとしましても、市町村といろいろな意見を交わしておりますので、今後、そういった御意見いただきながら考えていきたいと思っております。

○河野会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○川光委員

子どもさんのお話が出ましたが、介護離職もとても多く、男性が辞めるより女性が辞める率が非常に高いです。ケアマネジャーとして介護保険制度を使ってなるべくそれを阻止しようとはしていますが、介護保険で24時間はなかなか対応できなくなると、女性の方が辞められる場合があります。ちょっと減ったように思いますが、それも一つ問題じゃないかと。ここには介護離職については全然なかったのでしょうか。やはりその辺も一つ今の社会問題なので、そういったところも問題視されたほうがいいのではないのでしょうか。

○女性活躍推進課

おっしゃいますとおり、これまでは仕事と育児の両立がメインでございましたが、仕事と介護の両立について、我々も非常に懸念しているところです。介護保険という制度がございますが、その中にある介護離職というところ、そこをどうやって対応していくのか、今後、県のほうでも考えていかなければならないと考えております。

○河野会長

ありがとうございます。そのほかに皆さん、いかがでしょうか。御発言まだなされていない委員の方、ぜひお願いします。

御指名させていただいてよろしいでしょうか。

水谷委員様、何か教育の立場からございませんか。

○水谷委員

**資料3-2**と**資料3-3**を見ますと、今、保育園のお話がでましたが、うちの法人もこども園を運営しており、うちのほうでは産休等々大体1年はゆっくり取らせるといいますか、希望があると思えますので、大体希望どおりに取ってもらおうようにして

おります。ただ、どこも同じで、その補充が難しく、今も四苦八苦しながらいろんなところに情報提供を求めながらさせてもらっています。潜在的な保育士であるとか、潜在的な介護福祉士であるとか、そういった情報はなかなか我々に入ってくる、そういったものがもう少し分かって、いろんな方がそういった潜在的な方の掘り起こしといいますか、何かお手伝いでもできればありがたいと思っております。子供が減っていく中で、本当にうちのこども園もどうなるかという先のこともいろいろ考えておりますが、もう少し様子を見ないと、すぐには結論が出ない話なのかなと思っております。

男性の育児休暇とか家事への参画のことですが、先般、パパ休ですかね、新しく創設されることになりまして、本学園もすぐに規程をつくりまして、先般、先生方にも周知をさせていただきました。新聞を見ますと、なかなかまだその取組にもいかない、まだ考えもしていないという企業も結構ありまして、小さい企業になればなるほど難しい状況があると伺っています。うちも制度はつくりましたが、じゃあ実際に取れるかっていうと、なかなか取りにくいかなと若い教員は言っております。少し休んだらって話もしますが、なかなか休みづらいのか出ております。暇を見てはなるべく早く帰るだとか、休みを取るように話していますが、実際にはなかなか仕事との両立があって難しいのかなと思います。私はイクボス宣言まではしておりませんが、知事さんもされるということですし、出雲市長さんも何かこの前やっておられましたけれど、自治体のトップですとか、各企業のトップが旗を振って動かれれば浸透も早いかなと思います。県のほうの広報もですが、我々経営陣的な立場にいる者も率先して動くことが大事な世の中になってきていると一番に思います。3月にこの委員会のほうで最後、答申を出させていただいて、河野会長さん等々が知事さんのほうに答申いただきましたので、これから新しい参画、計画の中で、どんなふうになっていくかここ数年楽しみに見させてもらおうかと思っております。数値も大事なんですが、我々の持っている潜在的な意識というものがちょっとずつ変わって行って、少しずついい方向にいくことを願っています。全然、参考にならない話ですけども、少しお話をさせていただきました。

それから、少し話が戻りますが、**資料2-1**の14ページに企業で、例えばトイレ等の改修とかされるときに費用を助成するっていう項目があって、女性就業者が快適に働ける環境をつくりのところで、トイレや更衣室の整備について補助率もアップされています。実際には令和3年度の取組実績が4事業体あって、トイレの改修等を行われたとのことですが、実際の事業費実績は令和3年度がたまたまなくて、令和元年度からの中ではこの4事業があったという認識でよろしいですかね。

○村松女性活躍推進課長

先ほどの質問でございますが、これはこの分野に限定した件数を記載しております。地域・農山漁村におけるトイレの整備等の箇所数を書かせていただいております。

○水谷委員

こちらのほうからの事業のほうの支出はないという認識でよろしいですね。

○村松女性活躍推進課長

トータルで事業費全体のことでしょうか。申し訳ございませんが、今、事業費について情報を持ち合わせておりません。

○水谷委員

一応、出てるっていうことは、費用はかかっているという認識でいいということですね。

○村松女性活躍推進課長

後日改めて回答させていただきます。

○水谷委員

ありがとうございました。

それから、もう一件、ちょっと興味がありましたので質問させていただきますけど、16ページで、上のところのしまね社会貢献基金事業で②のところに寄附者設定テーマ事業というのがあって、寄附されたお方が多分こういったことに使ってくださいということで支援していただいていると思いますが、採択件数が10件はどんなテーマがあったのか参考までに聞かせていただきたいです。

○村松女性活躍推進課長

申し訳ございません、テーマにかかる情報を持ち合わせておりません。後日皆様にお答えさせていただきます。

それと、先ほど御意見いただきました育休取得、これはどこの事業所でも社員がその間不在になるということで、代替人員、お困りだと思っております。そういったこともありまして、実際に男性が育休を取得されている事業所の好事例、例えば業務の改善や効率化、そういったことで対応されているというところもございますので、そういう事例を広く広報し、参考にさせていただきたいと考えております。

それと、イクボス宣言、ぜひこれを機会に先生のほうにもやっていただきたいと思えます。経営陣トップの方の意識改革、これが進まないといろいろな事業が進まないというのはこちらのほうも考えておりまして、機会あるたびにトップの方への働きかけを引き続きやっていきたいと考えております。

○松本女性活躍推進統括監

社会貢献基金について、県のホームページにそういったテーマを掲げておりまして、ちなみにですが、今年度は11分野から選ぶことができるとされています。環境の保全とか子育てや社会教育の推進、漠然としたテーマですが、今年はテーマ指定なしということを含めて11ということになっております。そういったテーマが毎年設定されまして、御希望のNPOや団体に寄附したいという場合とこういったテーマでやられる団体に寄附したい、という2通りのものがありますので、よかったら御協力をお願いできればと思います。それと、個人でされた場合は税の優遇制度がありますので、そういったことも御活用いただけるとと思います、参考までに。

○河野会長

ありがとうございました。

最後に、議題（4）その他について、事務局からお願いします。

○村松女性活躍推進課長

**資料4**は内閣府のほうが出しております女性活躍・男女共同参画の現状と課題、最新版をつけさせていただいております。また後ほど御覧いただければと思いますが、一点だけ御紹介をさせていただきます。

スライドの32番の番号がついているところです。もはや昭和の時代ではない、そう言ったことが書いてあります。今回の女性版骨太の方針では、日本の男女共同参画の現状がよくニュースでも取り上げられましたが、諸外国に比べて立ち後れているということで、新たな取組事項として、1つが「女性の経済的自立」、2つ目が、めくっていただきまして、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」、3つ目が「男性の家庭・地域社会における活躍」、4つ目が「女性の登用目標達成」について、政府全体として今後、重点的に取り組むべき事項を定められております。県におきましても皆様の御意見をいただき、第4次計画を今年3月に策定しております。男女共同参画、女性活躍が着実に進むよう邁進していきたいと考えておりますので、皆様方、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

○河野会長

ありがとうございました。

それでは、最後に、全体を通してこれだけは一言言っておきたいということがありましたら、何か御発言いただければと思いますけど、いかがでしょうか。

たくさんの貴重な御意見、ありがとうございました。

松本女性活躍推進統括監から総括をお願いします。

○松本女性活躍推進統括監

長時間にわたり、ありがとうございました。

本日、いろいろ県として、こういう施策を推進していきますというようなお話をさせていただく中で、地域に密着したお声を聞かせていただいたり、新たな気づきを若い方からもいただけたなと思っております。数値目標のお話も出ましたが、どういう状態になっているかを見ながら施策を進めていきたいと思っております。数値目標など設けながらやっておりますが、その数値の示す意味、そういったこともなかなか実態としてつかみにくいところもございますので、こういった場で御意見、それから地域のお声などをお聞かせいただいて、そういったことの意味を考えながら施策を推進してまいりたいと思っております。これから年1回という開催になりますけども、ちょうどこの時期に開催できましたことは、ある程度、今年度の施策を推進してきた時期に当たり、また今後予算を、来年度に向けた予算を設定する時期にもかかってまいりますので、ちょうどいい時期に設定できたのではないかと考えております。引き続き、皆様、地域のお声など、それから各界の知見など、お聞かせいただけたらと思います。

それと、今日、時間が限られておりましたので、何かお気づきの点がありましたら、随時、女性活躍推進課のほうにお聞かせいただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。本日ありがとうございました。

○河野会長

それでは、これで議長としての務めを終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○女性活躍推進課

以上をもちまして、令和4年度島根県男女共同参画審議会を閉会いたします。これまで本会議は年2回開催してまいりましたが、今年度より年1回の開催とさせていただきます。そのため、次回は令和5年度に開催する予定にしております。本日は、委員の皆様、ありがとうございました。